

令和 8 年 2 月 定例会

総務常任委員会説明資料
(条例等関係)

総 務 部

第 67 号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「及び防災」を「、防災及び消防」に改め、同条第2号中オを削り、カをオとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条の4第1項第6号中「総務部」を「知事公室」に改める。

（提案理由）

防災及び消防の一体的な体制を構築するため、消防の事務を知事公室の事務とすることに伴い、内部組織の分掌事務を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第67号	熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 防災及び消防の一体的な体制を構築するため、消防の事務を知事公室の事務とすることに伴い、内部組織の分掌事務を改正する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 消防の事務を知事公室の事務とする。 (2) (1)に伴い、総務部の部名を引用している熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を行う。</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>

第 68 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「42,800円」を「66,400円」に改め、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第9項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第10項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第16条の2の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第16条の3 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 一般財団法人熊本県職員互助会、一般財団法人熊本県警察職員互助会その他これに類するものとして任命権者が定める団体(第3号において「互助会等」という。)に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金
- (2) 法第52条第1項に規定する職員団体(次号において「職員団体」という。)

の組合費

(3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「42,800円」を「66,400円」に改め、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第9項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第10項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第21条の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第21条の2 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 一般財団法人熊本県職員互助会、熊本県高等学校生活協同組合、公益財団法人日本教育公務員弘済会熊本支部その他これに類するものとして任命権者が定める団体(第3号において「互助会等」という。)に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金

(2) 法第52条第1項に規定する職員団体(次号において「職員団体」という。)の組合費

(3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

(熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改め、「。第11条の3において同じ」を削る。

第11条の4第1項中「(昭和31年法律第162号)」を削る。

第20条の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第20条の2 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 一般財団法人熊本県職員互助会、一般財団法人熊本県教育会館、公益財団法人日本教育公務員弘済会熊本支部その他これに類するものとして任命権者が定める団体(第3号において「互助会等」という。)に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金

(2) 法第52条第1項に規定する職員団体(次号において「職員団体」という。)の組合費

(3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例第3条及び第11条の4第1項の改正規定 公布の日

(2) 第1条中熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第10条第3項第2号の改正規定及び同条例第16条の2の次に1条を加える改正規定、第2条中熊本県立学校職員の給与に関する条例第11条第3項第2号の改正規定及び同条例第21条の次に1条を加える改正規定並びに第3条中熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例第20条の次に1条を加える改正規定 令和8年4月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(提案理由)

一般職の職員の給与の改定等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第68号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 一般職の職員の通勤手当の改定及び給与からの控除等に関する規定を整備する。</p> <p>2 改正する条例 (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例 (2) 熊本県立学校職員の給与に関する条例 (3) 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例</p> <p>3 主な改正内容 (1) 交通用具利用者の通勤手当の限度額の引上げ 自動車等使用者に対する通勤手当の支給月額の上限額の引上げ (2) 民間駐車場利用者に係る通勤手当の新設 駐車場等に係る通勤手当を新設し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額を支給 (3) 給与からの控除に関する規定の整備 地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、給与の支給に際して控除することを認めるものを定める。 (4) その他規定の整理 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の規定の整理</p> <p>4 施行期日 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日から施行する。 (1) 3(4) 公布の日 (2) 3(1)及び(3) 令和8年4月1日 (3) 3(2) 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日</p>

第 69 号

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第1条中「外、」を「ほか、」に改める。

第2条第1項第3号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第6項中「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項、同条第4項及び第5項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該額」を削り、「なった」を「なる額又は支出を要する」に改め、同項第1号中「できなかった額」の次に「又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額のうちいずれか少ない額」を加え、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第2項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第3項中「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基き」を「基づき」に、「を変更（取消を含む。）する」を「の変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示し、」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者」に、「交付し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「を提示し、又は交付する」を「に当該事項の記載又は記録をする」

に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第5項中「これを変更した」を「その変更をした」に、「を当該旅行者に提示し、又は、当該旅行者の旅行命令権者に交付し」を「に前項に定める事項の記載又は記録をし」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「宿泊料、食卓料」を「宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第7項及び第8項を次のように改める。

7 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用を支給する。

8 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用を支給する。

第6条中第12項を第13項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について、1夜当たりの定額により支給する。

第8条第1項本文中「外」を「ほか」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「外」を「ほか」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第2項及び第3項中「但書」を「ただし書」に改める。

第9条第1項中「旅行諸費及び宿泊料は」を「旅行諸費は」に改め、「及び宿泊料の額（以下この項において「旅行諸費額等」という。）」を削り、「旅行諸費額等の」を「旅行諸費の」に、「旅行諸費額等から」を「旅行諸費の額から」に改める。

第11条中「又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）」を削り、「旅行諸費又は宿泊料を」を「旅行諸費を」に改める。

第14条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項に規定する旅費請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項その他の必要な事項は、規則で定める。

第17条及び第18条を次のように改める。

（船賃）

第17条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第18条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特別座席を利用しなければ旅行することが困難である場合に限り、特別座席料金を航空賃として支給することができる。

第21条及び第22条を次のように改める。

(宿泊費)

第21条 宿泊費の額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第22条 包括宿泊費の額は、移動に係る第16条から第19条までの規定による旅費の額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第22条の次に次の1条を加える。

(宿泊手当)

第22条の2 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

第24条中「宿泊料定額」を「1夜当たりの定額」に改める。

第25条第1項第1号ア中「及び車賃の金額」を「、車賃、宿泊費及び包括宿泊費の全額」に、「宿泊料、食卓料」を「宿泊手当」に改め、同号イ中「アに規定する額の2分の1に相当する額」を「その移転の際における職員相当の船賃、航空賃、宿泊費及び包括宿泊費の全額、鉄道賃及び車賃の2分の1に相当する額並びに旅行諸費、宿泊手当及び移転雑費の3分の1に相当する額」に改め、同号ウ中「旅行諸費、宿泊料、食卓料」を「船賃、

航空賃、宿泊費及び包括宿泊費の全額並びに旅行諸費、宿泊手当」に改め、同号ウただし書中「及び船賃」を削り、同項第3号中「宿泊料、食卓料」を「宿泊手当」に改める。

第26条第2項中「但し」を「ただし」に改める。

第27条第1項及び第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を削る。

第28条の2第1項中「、船賃」を削り、同条第2項中「宿泊料及び食卓料」を「宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第30条第3項中「、車賃及び食卓料」を「及び車賃」に改め、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第30条の2 船賃及び航空賃に係る旅費の支給額は、第17条第1項各号及び第18条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第21条及び第22条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第31条第1項中「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第31条の2 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第34条中「外」を「ほか」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第20条、第24条関係)

区分	旅行諸費 (1日につき)	1夜当たりの定額	
		甲地方	乙地方
9級の職務にある者	2,200円	13,100円	11,800円
8級以下の職務にある者		12,000円	10,800円

(備考) 1夜当たりの定額の欄中甲地方とは、規則で定める地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

一般職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第69号	熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>国家公務員の旅費制度改正を踏まえ、一般職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 宿泊に係る旅費を実費支給とする。</p> <p>ア 宿泊に要する費用について、宿泊費又は包括宿泊費として実費支給する。</p> <p>イ 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための旅費として、宿泊手当を支給する。</p> <p>(2) 船賃を実費支給とする。</p> <p>(3) 食卓料を廃止する。</p> <p>(4) 旅行者への旅費の支給に代えて、旅行役務提供者へ旅費相当額を直接支払うことができることとする。</p> <p>(5) 上記に伴う関係規定の整備その他規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>

第 70 号

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例 (昭和 2 7 年熊本県条例第 1 1 1 号)

の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 5 条関係)

区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1 キロメー トルにつき)	旅行諸費 (1 日につき)	宿泊費
知事	その乗車に 要する運賃	1 運賃 (運賃 の等級が区分 された船舶に より移動する 場合には、最 上級の運賃の 額)	円 3 7	円 3, 3 0 0	地域の実情を 勘案して規則 で定める額 (宿泊に係る特 別な事情があ る場合として 規則で定める 場合は、宿泊 に要する費用 の額)
副知 事	(急行料金、 特別車両料 金及び座席 指定料金を 含む。)	2 寝台料金、 座席指定料金 及び特別船室 料金 (これら の費用は、1 に掲げる運賃 に加えて別に 支払うもので あって、公務 のため特に必 要とするもの に限る。)	3 7	3, 0 0 0	

		3 1及び2に掲げる費用に付随する費用 (1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)			
--	--	--	--	--	--

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
その乗車に要する運賃(急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。)	1 運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額) 2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金(これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務	円 37	円 3,000	地域の実情を勘案して規則で定める額(宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額)

	のため特に必要とするものに限る。)			
	3 1及び2に掲げる費用に付随する費用 (1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)			

(熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例(昭和26年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
その乗車に要する運賃(急行料金及び座席指定料金を含む。)	1 運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額) 2 寝台料金及び座席指定料金(これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支	円 37	円 2,200	地域の実情を勘案して規則で定める額(宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額)

	払うものであ って、公務の ため特に必要 とするものに 限る。)			
	3 1 及び 2 に 掲げる費用に 付随する費用 (1 に掲げる 運賃に加えて 別に支払うも のであって、 公務のため特 に必要とする ものに限る。)			

(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正)

第 4 条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例 (昭和 2 8 年熊本県条例第 1 1 号の 2) の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1 キロメー トルにつき)	旅行諸費 (1 日につき)	宿泊費
議長	その乗車に 要する運賃 (急行料金、 特別車両料 金及び座席 指定料金を 含む。)	1 運賃 (運賃 の等級が区分 された船舶に より移動する 場合には、最 上級の運賃の 額)	円 3 7	円 3, 3 0 0	地域の実情を 勘案して規則 で定める額 (。 宿泊に係る特 別な事情があ る場合として 規則で定める 場合は、宿泊 に要する費用 の額)
副議長		2 寝台料金、 座席指定料金 及び特別船室 料金 (これら	3 7	3, 0 0 0	
議員					

		<p>の費用は、1 に掲げる運賃 に加えて別に 支払うもので あって、公務 のため特に必 要とするもの に限る。)</p> <p>3 1及び2に 掲げる費用に 付随する費用 (1に掲げる 運賃に加えて 別に支払うも のであって、 公務のため特 に必要とする ものに限る。)</p>		
--	--	--	--	--

別表第2 (第9条関係)

区分		費用弁償の額
定額		1日につき 5,000円
加算額	交通費	<p>最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により旅行をした場合における次に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>1 鉄道旅行 その乗車に要する運賃(急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。)</p> <p>2 水路旅行 次に掲げる費用の額の合計額</p> <p>(1) 運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額)</p> <p>(2) 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金(これらの費用は、(1)に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる費用に付随する費用((1)に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必</p>

	要とするものに限る。) 3 陸路旅行（鉄道旅行を除く。） 車賃（路程1キロメートルにつき37円）。ただし、高速自動車国道等の有料道路を利用する区間については、当該有料道路を利用する区間に係る料金に相当する額を加算した額
宿泊費	居住地が熊本市の区域内にない議員が熊本市の区域内に宿泊した場合 地域の実情を勘案して規則で定める額（当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額）

（熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第5条 熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

区分	費用弁償額				
	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
教育委員会の委員	その乗車に要する運賃（急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。）	1 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額） 2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費用は、1に掲げる運賃	円 37	円 3,000	地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額）
選挙管理委員会					
人事委員会					
公安委員会					
労働委員会					

収用委員会	委員		に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)			
	会長					
	委員					
	あつ旋委員					
監査委員						
附属機関の委員 その他の構成員 社会教育委員 図書館協議会委員 専門委員 海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会 選挙長 選挙分会長	その乗車に要する運賃（急行料金及び座席指定料金を含む。）	1 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額） 2 寝台料金及び座席指定料金（これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に	37	2,200		

選挙立会人	支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) 3 1及び2に掲げる費用に付随する費用(1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)			
その他の非常勤職員	予算の範囲内で知事が定める額			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(1) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例別表第2

(2) 熊本県教育長等の給与等に関する条例別表

(3) 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例別表第2

(4) 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例別表第1及び別表第2

(5) 熊本県報酬及び費用弁償条例別表第2

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

特別職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第70号	熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 国家公務員の旅費制度改正を踏まえ、特別職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行う。</p> <p>2 改正する条例 (1) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例 (2) 熊本県教育長等の給与等に関する条例 (3) 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例 (4) 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例 (5) 熊本県報酬及び費用弁償条例</p> <p>3 主な改正内容 (1) 宿泊に係る旅費を実費支給とする。 (2) 船賃を実費支給とする。 (3) 食卓料を廃止する。</p> <p>4 施行期日 令和8年4月1日</p>

第 71 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(29) 外国勤務手当

(30) 特殊自動車運転業務手当

第25条の20を第25条の22とし、第25条の19の次に次の2条を加える。

（外国勤務手当）

第25条の20 外国勤務手当は、外国において勤務する職員に支給する。

2 外国勤務手当の額は、1月につき、前項の職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この項及び次項において「法」という。）第2条第1項の在外職員であるとした場合に法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、配偶者手当及び子女教育手当の月額（在勤基本手当及び配偶者手当にあつては法の規定による額に100分の80を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額とし、子女教育手当にあつては法の規定による額に100分の100を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額とする。）の合計額に相当する額とする。

3 法に規定のない地域に勤務する第1項に規定する職員に係る前項の規定の適用については、知事が定める。

（特殊自動車運転業務手当）

第25条の21 特殊自動車運転業務手当は、農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務

(2) ショベル・ローダ（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する大型特殊自動車に限る。）の運転業務

2 特殊自動車運転業務手当の額は、前項各号に掲げる業務に従事した日1日につき240円とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

外国において勤務する職員等に支給する特殊勤務手当の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容											
第 7 1 号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 外国において勤務する職員等に支給する特殊勤務手当の規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 外国勤務手当の支給 外国において勤務する職員に外国勤務手当を支給する。 [外国勤務手当の内訳]</p> <table border="1" data-bbox="584 647 1378 981"> <thead> <tr> <th></th> <th>手当の概要</th> <th>手当の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在勤基本手当</td> <td>赴任先で必要な衣食住等の経費に充当するために支給</td> <td rowspan="2">国基準の80/100</td> </tr> <tr> <td>配偶者手当</td> <td>配偶者を伴う場合に支給</td> </tr> <tr> <td>子女教育手当</td> <td>職員の子が現地の学校教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給</td> <td>国基準</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R7年度は、上海、香港及びシンガポールに派遣</p> <p>(2) 特殊自動車運転業務手当の支給 農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員が、起伏のある傾斜地における農耕トラクタ等の運転業務に従事した場合に、特殊自動車運転業務手当として1日につき240円を支給する。</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>		手当の概要	手当の上限額	在勤基本手当	赴任先で必要な衣食住等の経費に充当するために支給	国基準の80/100	配偶者手当	配偶者を伴う場合に支給	子女教育手当	職員の子が現地の学校教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給	国基準
	手当の概要	手当の上限額											
在勤基本手当	赴任先で必要な衣食住等の経費に充当するために支給	国基準の80/100											
配偶者手当	配偶者を伴う場合に支給												
子女教育手当	職員の子が現地の学校教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給	国基準											

第 72 号

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

熊本県監査委員に関する条例（昭和39年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「行なう」を「行う」に改める。

第7条中「25日までの間に行なう」を「末日までの間に行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由があるときは、その期日を変更することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

現金出納検査の実施期間を十分に確保する等のため、関係規定を整備する必要がある。
これが、この条例を提出する理由である。

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 7 2 号	熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 現金出納検査の実施期間を十分に確保する等のため、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 現金出納検査の実施期間を変更し、災害その他やむを得ない事由により検査を実施できない場合について定める。（第7条関係） (2) その他規定の整理を行う。（第4条関係）</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>

第 73 号

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号イ及びウ並びに第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の熊本県行政手続条例第 1 5 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

3 熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成 3 0 年熊本県条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加える。

(提案理由)

行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の一部改正の趣旨にのっとり、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 7 3 号	熊本県行政手続条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の一部改正の趣旨にのっとり、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 公示の方法による通知は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。</p> <p>(2) その他規定の整理を行う。</p> <p>(3) その他所要の経過措置を定める。</p> <p>(4) (1)に伴い、熊本県風俗案内業の規制に関する条例の所要の規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和 8 年 5 月 2 1 日（※改正法施行日と同日）</p>

第 74 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第61号中「6,800円」を「22,000円」に改め、同項第435号及び第477号の16から第477号の19までの規定中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同項第477号の20中「第14条第7項（同条第15項）」を「第14条第6項（同条第13項）」に改め、同項第623号の14の7中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率に」を「容積率又は各部分の高さに」に、「マンションの容積率の特例許可申請手数料」を「マンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改め、同項第627号の2中「670円」を「900円」に改める。

別表第19の2中「又は第15項」を「又は第13項」に、「第14条第7項」を「第14条第6項」に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第435号、第477号の16から第477号の19まで及び第477号の20並びに別表第19の2の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（熊本県収入証紙条例の一部改正）

- 3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第564号の13の7中「マンションの容積率の特例許可申請手数料」を「マンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

（提案理由）

大麻取締法（昭和23年法律第124号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 7 4 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 大麻取締法（昭和 2 3 年法律第 1 2 4 号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 手数料の額を改定するもの</p> <p>ア 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料 6, 8 0 0 円から 2 2, 0 0 0 円に改定</p> <p>イ 輸出食品衛生証明書交付手数料 6 7 0 円から 9 0 0 円に改定</p> <p>(2) 所要の規定の整理を行うもの</p> <p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴うもの</p> <p>イ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴うもの</p> <p>(3) 所要の経過措置を定める。</p> <p>(4) (2)イに伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 2(2)ア以外 令和 8 年 4 月 1 日</p> <p>(2) 2(2)ア 令和 8 年 5 月 1 日</p>

第 75 号

熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

熊本県公益認定等審議会条例（平成19年熊本県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公益法人」の次に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成18年政令第303号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 7 5 号	熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成18年政令第303号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 熊本県公益認定等審議会の委員に求められる識見の一つとして、公益信託に係る活動を追加する。（第2条関係）</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>

第 76 号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を削り、7の項を5の項とし、8の項から13の項までを2項ずつ繰り上げ、同表14の項中「同条例第5項」を「同条第5項」に改め、同項を同表12の項とし、同表15の項から同表19の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第3 監査委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 7 6 号	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 本人確認情報を利用する県の事務から次に掲げる事務を削除する。（別表第2関係）</p> <p>ア 採石法による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>イ 砂利採取法による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 知事以外の県の執行機関に対して県が本人確認情報を提供する事務から、執行機関が監査委員であり地方自治法による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものを削除する。（別表第3関係）</p> <p>(3) その他規定の整理を行う。（別表第2関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>

第 77 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第14条及び第16条中「令和8年9月30日」を「令和13年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県民税の法人税割の税率の特例の適用期限を延長することに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県税条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 7 7 号	熊本県税条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>県民税の法人税割の税率の特例の適用期限を延長することに伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p><税率の特例の概要></p> <p>(1) 導入 昭和51年10月1日（5年毎に更新）</p> <p>(2) 税率 1.8%（標準税率1%、特例分0.8%）</p> <p>(3) 対象 資本金の額若しくは出資金の額が1億円超又は法人税の額が年1,000万円超の法人等</p> <p>(4) 目的 ①少子化対策・高齢者福祉施策の推進 ②産業の振興 ③人材の育成・確保 に必要な財源を確保するため</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 県民税の法人税割の税率の特例について、適用期限を5年間延長する（適用期限 令和8年9月30日→令和13年9月30日）。</p> <p>(2) 農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合の合併法人で特定のものに対する県民税の法人税割の税率の特例の軽減措置について、適用期限を5年間延長する。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

第 95 号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約について、次のように締結することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

- 1 契約の内容 地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 契約の相手方 住所 熊本市中央区内坪井町9番50-1号
氏名 庄田浩一
資格 公認会計士

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

包括外部監査契約の締結についての概要

議案番号	議案名	内 容
第95号	包括外部監査契約の締結について	<p>1 趣旨 包括外部監査契約（令和8年度分）の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。</p> <p>2 契約の内容 地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査について、監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする。</p> <p>3 契約の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>4 契約の相手方 住所：熊本市中央区内坪井町9番50-1号 氏名：庄田浩一（しょうだこういち） 資格：公認会計士</p> <p>（選任の理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括外部監査契約で予定している監査は、いわゆる「財務監査」であるため、財務に関する専門知識を有する公認会計士が監査の実施に適した資格と認められる。 ・庄田氏は、令和7年度は包括外部監査人として、令和5年度及び6年度は包括外部監査補助者として本県の包括外部監査に携わっている。また、令和2年度から4年度まで熊本市の包括外部監査人を務めていたことから、地方公共団体の財務管理及び行政経営に精通し、監査の実施に必要な識見を有していると認められる。

第 96 号

特定事業契約の締結について

天草地域職員住宅集約化事業について、次のように特定事業契約を締結することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 事業名 天草地域職員住宅集約化事業
- 2 事業場所 天草市本渡町広瀬字志登ノ平360番1ほか地内
- 3 事業期間 議決の日から令和33年3月31日まで
- 4 契約金額 2,232,744,400円
- 5 契約の相手方 天草市今釜新町3712番地の1
すまいるリンク天草株式会社
代表取締役 佐々木 淳一
- 6 契約の方法 随意契約

(提案理由)

天草地域職員住宅集約化事業に係る特定事業契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

特定事業契約の締結についての概要

議案番号	議案名	内 容
第96号	特定事業契約の締結について	<p>1 趣旨 天草地域職員住宅集約化事業に係る特定事業契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第12条の規定により議会の議決を経る必要がある。</p> <p>2 事業名 天草地域職員住宅集約化事業</p> <p>3 事業場所 天草市本渡町広瀬字志登ノ平360番1ほか地内</p> <p>4 事業期間 議決の日から令和33年3月31日まで</p> <p>5 契約金額 2,232,744,400円</p> <p>6 契約の相手方 天草市今釜新町3712番地の1 すまいるリンク天草株式会社 代表取締役 佐々木 淳一</p> <p>7 契約の方法 随意契約</p> <p>8 事業内容 本事業は、天草地域職員住宅（知事部局、教育庁、警察本部所管の12住宅）について、集約の上、建替、改修及び維持管理等を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、設計・施工から維持管理等までを一体的に、効率的かつ効果的に整備を行うため、PFI法に基づき事業を実施するものである。</p> <p>9 事業者の選定 本事業では、提案内容及び提案価格を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により事業者の公募を実施した。 事業者の選定においては、公表した事業者選定基準に基づき、熊本県天草地域職員住宅集約化推進事業審査委員会による審査結果を受けて、</p>

優先交渉権者を「すまいるリンク天草グループ」に決定した。

その後、優先交渉権者に決定された「すまいるリンク天草グループ」の代表事業者及び構成事業者が出資して、特別目的会社（SPC）である「すまいるリンク天草株式会社」を設立したため、同社を契約の相手方として本契約を締結する。

<すまいるリンク天草グループ>

	事業者名
代表事業者	昭和建設工業株式会社（天草市）
構成事業者	ユーマー設計株式会社（鹿児島市）
	金子産業株式会社（天草市）
余剰地活用事業者	天草興産株式会社（天草市）
協力事業者	株式会社弘設計事務所（天草市）

【参考】

・公募から契約までの主なスケジュール

事業者公募開始	令和7年7月30日
事業提案書の受付期限	令和7年11月7日
プレゼンテーション	令和7年11月26日
優先交渉権者の決定及び公表	令和7年12月25日
優先交渉権者との基本協定締結	令和8年1月20日
仮契約締結	令和8年2月17日
本契約締結予定（2月定例会に上程）	令和8年3月

・熊本県天草地域職員住宅集約化推進事業審査委員会名簿（R7.4～）

氏名（敬称略）	所属機関（団体）名
有田 知樹	熊本県総務部総務私学局財産経営課長
石阪 重徳	熊本県警察本部会計課長
植田 伸広	天草市総合政策部長
岸良 優太	熊本県教育庁教育政策課長
工藤 晃	熊本県総務部総務私学局長
佐藤 哲	公立大学法人熊本県立大学環境共生学部 准教授
◎田中 尚人	国立大学法人熊本大学大学院先端科学研究部 准教授
西村 正治	天草経済開発同友会 副会長
帆足 朋和	熊本県総務部総務私学局総務厚生課長

（五十音順、◎は委員長）